特集《弁理士会の新しい取組み》

既登録弁理士の継続研修を受講して



会員 井上 正

1. はじめに

2008年4月から既登録会員への継続研修が開始されました。西暦での登録年度の末尾が3または8の会員の方は、Aグループに属するために2008年度末までに倫理研修10単位および業務研修4単位以上の研修を修了する必要がありました。

私は、1993年度に弁理士登録しており A グループに属しますので、昨年度に受講致しました継続研修についての報告をしたいと思います。なお、特許事務所に勤務している勤務弁理士であり、特許を専門とし、普段は特許明細書等の作成業務に従事しております。

2. 倫理研修

倫理研修では座学と e- ラーニングとのそれぞれで 5時間の受講が必要でした。

(1) 申し込み

座学の倫理研修を受講するためにはあらかじめ申し込む必要があります。申し込みは、日にちを希望することができたために、自分の都合の良い日に申し込むことができました。日にちを希望しないと研修所(?)に割り振られてしまうために、都合の良い日を申し込む必要があると思います。私が所属している事務所では、中間処理期限日を毎週決まった曜日としているので、その曜日を考慮した日にちに申し込みました。また、国内の中間処理では60日後の予定までわかるので、その範囲内で希望日を設定できる場合には意見書等の数が少ない週に研修となるように申し込む方がよいと思います。

(2) e- ラーニング

座学は5時間のeラーニング受講後でなければ受講できません。簡単に済むと思っていたのですが、いざ受講すると思うようにはかどりませんでした。まず、そもそも自宅のPCのOSをバージョンアップしてい

なかったために e- ラーニングのサイトにアクセスは できるのですが、動画を表示できませんでした。この ために、OSをバージョンアップする必要がありまし た。また、PCの問題では無いと思いますが(プロバ イダの問題と思われます),動画の閲覧中にサイトへ のアクセスが切れてしまうということも起こりまし た。動画の閲覧を途中で停止すると、通常はその後か ら閲覧できるのですが、リセットされてしまい最初か ら再度閲覧しなおさなければなりませんでした。この ようなハプニングも起こりえますし、5時間も必要で すので、余裕をもって受講を修了しておくことが必要 と思います。とくに、ID、パスワードを忘れている 場合には会員まで郵送で届くことになっていると思い ますので、座学の受講日までに ID、パスワードがわ からずに e- ラーニングを受講できないということも 起こってしまいます。

(3) 座学

他の座学でも同様ですが、15 分以上の遅刻をする と単位が認められません。公共交通機関等の遅延でも 認められませんので、遠方から来る方は特に注意が必 要です。遅刻するとせっかく自分で申し込んだ都合の 良い日が無駄となってしまいます。私が受講した日で は15 分以上の遅刻をした方は一人もいず、ほぼ全員 が出席していたと記憶しています。

座学では、1グループ原則として5人ずつの6グループに分けられました。登録番号の古い会員の方と新しい会員の方とがバランスよく組み合わさるようにグループ分けされていました。講師の先生から事例問題が渡され、その事例問題についてグループごとに議論しました。その議論の結果をグループの代表が発表し、講師の先生が講評するという形式でした。合計5問程度の事例問題を行ったように記憶しております。実際に起こった事例を元に事例問題を作成しているということでシビアな点もあったのですが、私たちのグ

ループではグループ内で言いたい放題という感じで和 気あいあいと議論しました。研修というと、講師の先 生のお話を一方的に聞いているということが多いので すが、普段とは異なった研修で楽しい(?)時間をす ごすことができました。

3. 業務研修

(1) 集合研修

いわゆる座学で,必須研修と選択研修とがあります。 必須研修として「平成20年度特許法等改正説明会」 を平成20年6月に東京にて受講しました。申し込み は先着順であり,継続研修が始まったばかりというこ ともあり500人もの定員にも関わらず,そのときは定 員オーバーとなったようです。どうしても受講したい 集合研修がある場合には早く申し込む必要があります (もっとも e- ラーニングでも配信されるようですが)。

そのときの集合研修では、申し込みした方々のほとんどの方が出席しており、会場は満杯となり、講義前から多くの受講者の方々がテキストに目を通すなどやる気が伝わってくるようでした。受講者のやる気が伝わったのか、講師の先生も丁寧に講義をしてくださいました。

集合研修では効果確認のための試験があり、その試験に合格しなければ単位は認められません。集合研修の場で効果確認の試験用紙が渡され、その場で解答し、事務局の方に渡して集合研修は修了しました。試験結果に不安はあったのですが、その後不合格との通知はなく、後日に弁理士義務研修支援システムのサイトにて確認したところ研修修了と表示されていたので安心したのを記憶しています。

集合研修は、講師の先生の生の声をその場で聞くことができ、必要に応じて質問もできるという点に優れている反面、その集合研修の日時が決定していて融通が利かないという不利な点があります。集合研修の不利な点を解消するものが e ラーニングです。

(2) e- ラーニング

e- ラーニングでは、「ソフトウェア関連発明の出願」 及び「中間実務およびコンピュータープログラムの法 的保護について」を受講しました。

e- ラーニングは、自分の都合の良い時間にできるので、平日の夜間または休日に、リビングで家族がテレビなどを見ている傍らイヤホンで音声を聞きながら

行っていました。e-ラーニングは、各講座とも 15分 ぐらいの章ごとに複数に分かれています。 1 時間以上 の講義を連続して e-ラーニングするとだんだんと飽きることが多いので 15分ぐらいの一つの章が終了すると適宜休憩していました。ときには、休日の朝に講義の半分を e-ラーニングし、昼間の間外出し、帰宅後に残りの講義を e-ラーニングすることもありました。

e-ラーニングでは効果確認の試験は、講義の各章の 閲覧後にディスプレイ上で行われます。e-ラーニング では択一試験であり、その場で結果がでます。合格す るまで何度も試験を行うことができるのは分かってい ましたが、間違えないように気をつけました。やはり 解答を間違えるのはあまり気持ちのよいものではあり ません。講義資料もディスプレイ上で適宜見直すこと ができるので、必要に応じて見直しながら効果確認試 験を受けました。

(3) 外部機関研修, 講師活動, 研修関連の著作

認定外部機関が行った研修について受講したものもありますが、認定外部機関の研修ではレポートの提出が必要です。レポートの提出が面倒となったために、申請はしませんでした(レポートの提出は研修終了3ヶ月以内)。

講師活動についても単位が認められるものがあります。また、研修関連の著作についても単位が認められます。2008年度に講師活動をした経験がありますし、研修関連の著作についてもありましたので申請しようとも思いましたが、証明資料の提出等が必要であり、申請はしませんでした。研修期間の終了間際に単位が足らない場合に、申請することも考えましたが、講義終了後3ヶ月、執筆物発表後3ヶ月以内に申請する必要がありましたので、単位が足らない場合に後で申請することもできませんでした。この点は注意しておく必要があると思います。

4. 継続研修受講履歴

2008年度の継続研修では倫理研修が大きな山場と思っていましたので、倫理研修を修了したら2008年度の継続研修が修了した気分でいました。ところが、2009年の2月に継続研修履歴が届き、継続研修の修了状況の欄を見ると、未修了となっており業務研修が2単位足りませんでした。単位が足らないことを知っ

て、多少あわてて上記のe・ラーニングを受講しました。 私の場合は2単位が不足していただけでしたので、 すぐに研修を修了することができましたが、不足単位 が多い場合には研修期間内に修了できないことがあり ますので、受講履歴を時々チェックすることをお勧め します。受講履歴は弁理士義務研修支援システムのサ

イトにてチェックできますので、ときどきアクセスするとよいと思います。

2008 年度の研修を修了したと思いましたら、次の5年間の研修期間が開始しておりましたので、単位不足とならないように研修を続けていきたいと思います。

(原稿受領 2009. 4.21)

パテント誌原稿募集

パテント編集委員長 須 藤 浩

記

応募資格 知的財産の実務、研究に携わっている方(日本弁理士会会員に限りません) ※論文は未発表のものに限ります。

掲載号 2009年11月号以降順次

テーマ 知的財産に関するもの

字 数 5,000 字以上厳守~ 20,000 字以内(引用部分,図表を含む)パソコン入力のこと

応募予告 メールまたは FAX にて応募予告をして下さい。

①論文の題名(仮題で可)

②発表者の住所・氏名・所属・資格・連絡先(TEL·FAX·E-mail)を明記のこと

論 文 締 切 2009 年 9 月 11 日(金)(11 月号分)掲載予定原稿を考慮し原則先着順

論文送付先 日本弁理士会 広報・支援・評価室「パテント」担当

TEL:03-3519-2361 FAX:03-3519-2706

E-mail:patent-bosyuu@jpaa.or.jp

〒 100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 3-4-2

選考方法 当委員会の委員で構成される選考委員会にて審査します。

審査の結果、不掲載とさせていただくこともありますので、予めご承知ください。